

第五十八回
参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和四十三年三月十二日(火曜日)
午前十時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

青柳 秀夫君
植木 光教君
小林 章君
竹中 恒夫君
柴谷 要君
中尾 辰義君
青木 一男君
伊藤 五郎君
大谷 實雄君
西郷吉之助君
田中 茂穂君
徳永 正利君
林屋亀次郎君
藤田 正明君
木村禮八郎君
戸田 菊雄君
野上 元君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官
日本専売公社監理官
大蔵省主計局次長
大蔵省主税局長
大蔵省理財局長
二木 謙吾君
前川 憲一君
相沢 英之君
吉國 二郎君
鳩山威一郎君

事務局側

常任委員会専門員
坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○物品税法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、物品税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。二木政務次官。

○政府委員(二木謙吾君) ただいま議題となりました製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、物品税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和四十三年度税制改正のための諸法律案のうち、さきに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げましたが、今回は、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案外三法律案について申し上げます。

まず、製造たばこ定価法の一部を改正する法律

案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

製造たばこの小売り定価は十数年来据え置かれておりますが、政府といたしましては、この間における所得、消費水準の上昇及び諸物価の動向等にかんがみ、また、昭和四十三年度における財政収入の確保をはかるべく、製造たばこの小売り定価の引き上げをはかることとしております。

この法律案は、製造たばこの小売り定価を引き上げるため、種類別、等級別に法定されている最高価格を、紙巻きたばこについては十本当たり五円ないし十五円、パイプたばこについては十グラム当たり十円ないし二十円、葉巻きたばこについては一本当たり十五円ないし六十円それぞれ引き上げる等、所要の改正を行ない、本年四月一日から施行しようとするものであります。

なお、製造たばこの各銘柄別の小売り定価につきましては、この最高価格の範囲内で、日本専売公社が大蔵大臣の認可を受けて定めることとなっております。

次に、酒税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

酒税は、その税率が所得水準、物価水準の変動にかかわらず定額に据え置かれていたため、税負担が相対的に低下を来したし、他の諸税の負担との間に均衡を失っていると認められますので、清酒特級及び一級、ビール並びにウィスキー類に対する税率を引き上げ、あわせて所要の規定の整備を合理化をはかるため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を申し上げます。

第一に、清酒特級及び一級、ビール並びにウィ

スキー類の税率の引き上げをはかることとしております。すなわち、これらの酒類に対する従量税率を、種類別、級別間の格差を考慮しつつ、おおむね一〇%ないし一五%程度引き上げることとしたしました。この結果、通常の容量の容器一本当たり、清酒の特級は六十円、一級は四十円、ビールは七円、ウィスキー類の特級は六十一円、一級はアルコール分四十二度のもので四十一円、四十度のもので二十八円、二級は三十九度のもので二十円程度の増税となります。また、ウィスキー類特級の従価税率につきましては、従量税の税率の引き上げに見合つてその税率の引き上げを行ない、新たにウィスキー類の一級及び二級の一部のものにつきまして、税負担の適正化をはかるため、昭和四十六年四月から従価税制度を導入することとしております。

なお、その税率の引き上げが行なわれる酒類を一定数量以上所持する酒類販売業者等に対しては、手持ち品課税を行なうこととしております。

第二に、酒類の定義の整備をはかることとしております。すなわち、しょうちゅうについて、一定の限度内での砂糖等の混和を認め、また、ウィスキー類のうちウィスキー原酒またはブランデー原酒が混和されていないものは、ウィスキー類の範囲から除外してスピリッツ類とする等、酒類の定義について所要の整備を行なうこととしております。

第三に、酒税に関する手続規定の整備簡素化をはかることとしております。すなわち、酒類製造者または酒類販売業者が従価税率適用の酒類を詰めかえまたは改裝する場合に届け出を要することとするともに、未納税移出に関する承認制度の一部を申告制度に改める等の措置をとることとしております。

次に、物品税法等の一部を改正する法律案につ

第五部 大蔵委員会會議録第五号 昭和四十三年三月十二日【参議院】

きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

物品税につきましては、国際競争力の強化等の見地から、カラーテレビジョン受像機等十品目につきまして暫定的に税率の軽減または非課税の措置を講じてまいりましたが、この暫定措置の期限は、本年じゅうに到来することとなっております。

これら十品目のうち、小型カラーテレビジョン受像機等六品目につきましては、すでにその目的を達成したものと認められるところから、その期限到来とともに本則税率を適用することとしたしました。他方、パッケージ型ルームクーラー等四品目につきましては、その生産及び取引の実情に顧みまして、なおしばらくの間、その税率の軽減または非課税の特例措置をとる必要があると認められます。また、アンサンブル式レコード演奏装置に対する軽減措置の期限到来に伴い、その構成部分品に対する税率の調整を行なう等の措置を講ずる必要がありますので、ここに物品税法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、パッケージ型ルームクーラー等四品目につきまして、その税率を漸進的に引き上げまたは非課税措置を延長することとしております。すなわち、パッケージ型ルームクーラーにつきましては一五％の軽減税率を、小型の白黒トランジスタテレビ受像機及び温蔵庫につきましては五％の軽減税率をなお二年間適用し、あわせて、他のトランジスタテレビ受像機及び電子楽器につきましては、非課税措置をなお二年間継続することとしております。

第二に、アンサンブル式レコード演奏装置の暫定措置の期限到来に伴い、その構成部分品に対する税率の調整をはかることとしております。すなわち、アンサンブル式レコード演奏装置につきましては、暫定措置の期限到来とともに一五％の税率が適用されることとなりますが、その構成部分品に対する税率もこれと同一となるよう所要の調整を加えることとしております。

なお、これにより著しく税負担の増大するものにつきましては、転嫁の状況等を考慮し、二年間の税率の引き上げ幅を五％にとどめる経過措置を講じております。

第三に、オールチャンネルテレビ受像機につきまして、UHF放送の受信回路に関する課税標準の特例を今後二年間設けることとしております。このほか、受信用真空管等を非課税とする等、所要の規定の整備をはかることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、最近の経済情勢と当面の政策上の要請にこたえ、税制上の特別措置について、新設あるいは整理合理化、適用期限の延長等を行なうこととしております。

第一は、輸出の振興に資するための措置を講ずることとしてあります。

その一は、輸出割増し増し償却制度及び海外市場開拓準備金制度を拡充し、輸出貢献企業については、その割増し率及び準備金の積み立て率を割り増しすることとしております。

その二は、技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に農業及び漁業に関する技術指導並びに開発途上国の一次産品の仲介貿易を加え、また、海外投資損失準備金につきましても、特定の地域において石油資源を開発する法人をその適用対象に加えることとしております。このほか、今後二年以内に発行される民間外貨債の利子について所得税を免除し、国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の減価償却資産について耐用年数を短縮することとしております。

第二に、技術開発を促進するため、試験研究費が増加した場合の税額控除制度を拡充し、年率二％をこえて増加した試験研究費については、その控除率の割り増しを行ない、また、電子計算機産業の育成に資するため、電子計算機買い戻し損失準備金の制度を設けることとしております。

第三は、中小企業の構造改善を促進するための措置を講ずることとしてあります。すなわち、構造改善促進計画を実施する商工組合等の組合員である中小企業者につきまして、工場用建設、機械等の二分の一割増し償却制度を創設するほか、事業協同組合等が組合員等の職業訓練のための共同教育施設を設置した場合に、五年間十割増しの償却を認めることとしております。また、中小企業者の機械等の割り増し償却制度について業種指定の期限を二年間延長するほか、中小企業構造改善準備金、中小企業の貸し倒れ引き当て金の特例等、中小企業に関する課税の特例の適用期限をそれぞれ二年間延長することとしております。

第四は、既存の特別措置につきまして、実情に応じた整備合理化を行なうこととしてあります。

その一は、価格変動準備金制度につきまして、その積み立て限度が既往の積み立て額を下回ることをないよう所要の措置を講じつつ積み立て率を二％程度引き下げて、その整理合理化を行なうこととしてあります。

その二は、特定設備を廃棄した場合及び合併をした場合の税額控除制度につきまして、その適用範囲を縮減する等の合理化を行ない、その期限を延長することとしております。

このほか、今後二年以内に発行される国債について、別ワク五十万円の少額貯蓄非課税制度を設け、また、原油備蓄の増強のために緊急に必要とされる貯蔵施設及び大都市における送配電設備の整備のために必要な地中送配電設備について特別償却を認めることとしております。

また、土地税制のあり方について引き続き根本的な検討を加えることとされていることに関連して、事業用資産の買いかえの特例の適用期限を一年間延長するほか、期限の到来するその他の特別措置、すなわち、資本構成を改善した場合の特別控除制度、農地等の現物出資の登録免許税の軽減措置等について、実情に応じ二年ないし五年間適用期限を延長することとしております。

なお、以上のほか、税制の簡素化をはかる見地から、取用等に伴い代替資産を取得した場合の圧縮記帳の特例等に関する申告要件についての有恕規定を設ける等、所要の整備合理化を行なうこととしております。

以上、四法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(前川憲一君) ただいま説明のごさいました製造たばこ定価法の一部を改正する法律案の提案理由等につきまして、補足して申し上げます。

製造たばこの小売り定価は、所得や消費水準の向上並びに諸物価の変動と関係なく、十数年にわたり据え置かれてまいりました。したがって、たばこ価格のうち、税負担に相当いたします部分は、この間にわける経済の実勢の変化に比べ、相対的に縮小してまいっております。その上、経済基調の変転に基づく原価の上昇要因は、公社の企業努力にもかかわらず、たばこの益金率を低下せしめる傾向を示しております。

その結果、たばこの税負担相当部分は、他の間接税に比較し、均衡を失するに至っております。また、これと関連いたしまして、財政専売としてのたばこ事業の効率も、いまや若干の改善を要する段階にあるものと考えられます。

このような状況にかんがみ、政府の税制調査会におきましても、昭和四十一年度の答申以来、たばこ定価を現情に見合うよう改定すべきことを重ねて勧告してまいりました。今回の定価法改正は、この答申の趣旨に従いまして、間接諸税との負担の不均衡をある程度是正いたしますとともに、明年度予算編成の基本方針にのっとりまして、経常的歳入の充足をはかろうとするものでございいたします。

この法律案は、製造たばこの小売り定価を改定

いたしますために、現行の製造たばこ定価法第一
条第一項に規定する紙巻きたばこ、パイプたばこ
ならびに葉巻きたばこにつきまして、各種類ごと
に等級別の最高価格を引き上げることとその内容
といたしております。すなわち、最高価格につき
まして、紙巻きたばこの一級品は十本当たり五十
円を六十五円に、二級品は十本当たり三十五円を
四十円に、三級品は十本当たり二十五円を三十円
に引き上げ、パイプたばこの一級品は十グラム当
たり六十円を八十円に、二級品は十グラム当
たり三十円を四十円に引き上げ、葉巻きたばこの一級
品は一本当たり百八十円を二百四十円に、二級品
は一本当たり五十円を六十五円にそれぞれ引き上
げることといたしております。また、同条第二項
に規定する高級紙巻きたばこの最高価格は、十本
当たり七十五円を百円に引き上げることとしたし
ております。

なお、この改正は予算関連法案でありまして、
いわゆる増税法案の一環をなしております。した
がいまして、年度開始の四月一日から施行せられ
ることを期待いたしておりますが、製造たばこの
銘柄ごとの小売り定価を改定いたします時期は五
月一日を予定しております。これは定価改定に伴
う準備作業、特に消費者及び全国の多数の小売り
店の方々に改定の内容を十分承知していただくた
めに要する期間などを配慮いたしたからでありま
す。

次に、この改正法に基づく銘柄ごとの定価改定
案の内容について御説明申し上げます。

紙巻きたばこにつきましては、一級品のうち、
「やまと」、「こはく」は二十本入り一箱百円を百
三十円に、同じく「富士」は十本入り一箱五十円
を六十円に、「ホープ」、「ハイライト・デラック
ス」、「ルナ」及び「ピース」は二十本入り一箱八
十円を百円に、十本入り一箱四十円を五十円に、
五十本入り一箱二百円を二百五十円に、同じく
「泉」は十二本入り一箱五十円を六十円に改めさ
せていただきます。

二級品のうち、「ハイライト」、「エム・エフ」及

び「太陽」は二十本入り一箱七十円を八十円に、
同じく「ひびき」、「スリーエー」は二十本入り一
箱六十円を七十円に改めさせていただきます。

三級品のうち、「わかば」、「いこい」は二十本
入り一箱五十円を六十円に、同じく「新生」は二
十本入り一箱四十円を五十円に改めさせていただきます。
ただし、三級品のうち、「ゴールデン
バット」、「朝日」及び刻みたばこにつきまして
は、現行の定価を据え置くことといたしております。

パイプたばこにつきましては、二級品の「桃
山」は五十グラム入り一かん百五十円を二百円に改
めさせていただきます。

葉巻きたばこにつきましては、一級品の「パン
ドル」は一本当たり百八十円を二百四十円に、
二級品の「グロリア」は一本当たり五十円を六十
五円に、同じく「パロマ」は五本入り一箱二百円
を二百五十円にそれぞれ改めさせていただきますと
いたしております。

なお、今回の定価改定案の立案にあたりまして
は、国民生活への影響を配慮いたしますとともに
に、販売動向の急激な変動を避け、たばこ益金収
入の安定的な確保をはかることにも留意いたしま
して、値上げ幅は、これを前段で申しました程度
にとどめた次第でございます。

以上、製造たばこ定価法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案理由並びに内容を補足
して御説明申し上げます。

何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

○政府委員(吉岡二郎君) 酒税法の一部を改正す
る法律案、物品税法等の一部を改正する法律案並
びに租税特別措置法の一部を改正する法律案につ
きまして、提案の理由を補足して御説明を申し上
げます。

ただいま提案理由で申し上げましたように、従
量税制度を採用している酒税につきましては、最
近においては、税負担の相対的な低下を来して
おりまして、他の諸税との間に均衡を失っている
ものが認められます。たとえば、代表的な酒類に

ついて、現行税率に改めました昭和三十七年当時
の酒類の小売り価格中に占める税負担率と最近の
当該負担率を比較してみますと、清酒特級では五
〇・七％から四三・二％に、同一級では四二・
八％から三六・五％に、ビールは五二・三％から
五〇・一％にそれぞれ低下しているものと認めら
れます。

ひるがえって、最近における消費の伸びを見ま
すと、昭和三十七年から四十一年の間の平均年率
では、清酒一級の四三・二％をはじめとして、
ウイスキー類、ビール及び清酒特級の伸びが好調
でありまして、これらの酒類には相当の担税力が
あるものと認められます。そこで、清酒特級及び
一級、ビール並びにウイスキー類に対する税率を
引き上げることにより税負担の調整を行なうこと
としたものであります。

まず、清酒一級につきましては、最近における
消費の高級化を反映して、きわめて順調な増加傾
向を示しております。増税が行なわれても、その
消費の基調に変わりがないものと認められました
ので、税制調査会の答申にも示されているとおり、
一五・五％程度の税率引き上げを行なうこととしたも
のであります。この結果、通常の容器である「ハ
リットル」当たり四十円の引き上げとなります。

清酒特級につきましては、清酒一級に見合った
税負担の増加を行なう必要があるものと認められ
ますので、最近における伸びなやみ傾向等をも勘
案しつつ、一・八リットル当たり六十円の引き上
げを行なうこととしたものであります。

ビールについても清酒に見合った税率の引き上
げを行なう必要がありまして、ビールに対する税
負担率がすでに相当高いことを考えますと、その
増徴の程度は一〇％に近い範囲にとどめるべきも
のと認められましたので、ビール大びん(六百三
十三リットル)で七円の引き上げを行なうことと
したものであります。

ウイスキー類につきましては、現行の原酒の混
和量またはアルコール度数による級別制度に問題
があり、消費者は、級別よりも、むしろ価格を基

準に商品を選択する傾向が強くなってきておりま
す。このため、一級のうちには、品質的に特級に
近いものでも、アルコール分を低くすることによ
り、その税負担が特級の半分となり、小売り価格
中に占める税負担率が清酒二級よりも低くなるも
のが出現するに至っております。これはウイス
キー類に対して適用されているアルコール分加算
税率が低いことによるものと認められますので、
この加算税率を引き上げることとするともに、
清酒、ビールに見合った税負担の調整を行なうた
め、特級、一級に対する基本税率を一〇％引き上
げることとしております。この結果、通常の容器
である七百二十ミリリットルのもので、特級につ
いては六十一円、一級のうち、アルコール分四十
二度のものについては四十一円、同四十度のもの
については二十八円、二級のアルコール分三十九
度のものについては二十円程度の増税となります。

また、ウイスキー類特級の従価税率につきまし
ては、従量税の税率の引き上げに見合せてその税
率の引き上げを行なうこととし、現行の一五・〇％
の税率のほか、より高級なものにつきましては、
新たに二二・〇％の税率を適用することとし、ま
た、ブランドーについては、現行の従量税率適用
酒類の一部につき、新たに二二・〇％の従価税率を
適用することとしております。さらに、ウイス
キー類の一級二級につきましては、将来高価で販
売することも予想されますので、昭和四十六年四
月から新たに従価税制度を採用することとし、そ
の税率はウイスキー一級一〇・〇％同二級六・五％、
ブランドー一級八・五％、同二級六・〇％と定めてお
ります。

なお、税率の引き上げが行なわれる酒類を改正
法施行の日(九百リットル以上所持する酒類販売
業者等)に対しては、新税率と旧税率との差額に相
当する手持ち品課税を行なうこととしておりま
す。

次に、この税率改正に伴いまして、従来からの
懸案でございました次の諸点につきまして整備合

理化をはかることとしております。

第一に、酒類の種類の整備してございます。すなわち、しょうちゅうについて、エキス分二度の範囲内で砂糖類の混和を認めることとし、ウィスキー類のうち、ウィスキー原酒またはブランデー原酒が混和されていないもの、いわゆる模造ウィスキー、ブランデー等につきましてはウィスキー類の範囲から除外することとしております。

第二に手続規定の整備に対する簡素化を規定いたしております。

まず、酒類製造者または酒類販売業者が、従価税率適用酒類を、酒類の製造場または保税地域以外の場所であつた場合は改裝して販売した場合に、その酒類の価格が課税時の価格よりも高くなる場合には、その差額相当分に對して新たな課税が行なわれることになっておりますので、このようないふかえまは改裝が行なわれる場合には税務署長への届出を要することとしております。

さらに、ウィスキー原酒、ブランデー原酒等についての未納税移出のうち、原料用または輸出用に向けられるものについては、税務署長の事前承認が必要とされておりましたが、これを他の酒類と同様に、事後申告で足りることとし、また、かすこし清酒または果実酒の製造の承認制を廃止する等、税制の簡素化をあわせて行なうこととしております。

次に、物品税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

物品税につきましては、新規産業の育成、国際競争力の強化等の見地から、カラーテレビジョン受像機等、十品目につきまして暫定的に税率の軽減または非課税の措置を講じてまいりましたが、この暫定措置の期限は本年三月三十一日または九月三十日にそれぞれ到来することとなっております。これらの物品のうち、小型カラーテレビジョン受像機等のように、すでにその目的を達成したものとして認められる六品目につきましては、その期限到来とともに本則税率を適用することとしたしましたが、トランジスタテレビ受像機等のよう

に、その生産及び取引の実情に順みまして、その期限到来とともに直ちに本則税率を適用することには問題があると認められる四品目につきましては、なお二年間その税率の軽減または非課税の措置をとることとしております。すなわち、小型カラーテレビ受像機、カラーフィルム、小型レコード、アサンブル式レコード演奏装置、カーキラー及びドリント剤の六品目につきましては、その期限到来とともに自動的に一五%の本則税率、ドリント剤については五%であります。適用されることとなりますが、その他の四品目のうち、パッケージ型ルームクーラーにつきましては、本則税率二〇%のところ、一五%の軽減税率を、小型の白黒トランジスタテレビ受像機及び冷蔵庫につきましては、本則税率一五%のところ、五%の軽減税率をなお二年間適用し、あわせて、他のトランジスタテレビ受像機及び電子楽器につきましては、非課税措置をなお二年間継続することとしております。

次に、アサンブル式レコード演奏装置につきましては、暫定措置の期限到来とともに一五%の税率が適用されることとなりますが、その構成部分品につきましては、現行法では、レコードプレーヤーを除き、ステレオ用のラジオ受信機、ステレオ用の拡声増幅器及びスピーカースystemはいずれも一〇%または五%の税率が適用されることとなっておりますので、それらの構成部分品の税負担の均衡をはかるため、その税率をすべて一五%に引き上げることとしております。

なお、これにより著しく税負担の増大するものにつきましては、転嫁の状況等を考慮し、二年間その税率の引き上げ幅を五%にとどめる経過措置を講じております。

このほか、オールチャンネルテレビ受像機につきましまして、その普及促進の見地から、UHF放送の受信回路を取りつけるための費用は暫定的に二年間その課税標準に算入しないこととするのと同時に、以上の措置に関連して、受信用真空管やラジオ受信機のシャシ等を非課税とする等、所要の規定の整備をはかることとしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の補足説明をいたします。

この法律案は、経済情勢、国際収支の状況等による当面の要請に應じて、輸出の振興、技術開発の促進及び中小企業の構造改善等、所要の措置を講ずるとともに、価格変動準備金の積み立て率の引き下げ等、既存の特別措置の整備合理化をはかり、あわせて期限の到来する特別措置について所要の措置を講ずるものであります。

第一は、イギリスの平価切り下げを契機とするきびしい国際環境に對処し、輸出の振興に資するための措置を講ずることとしてあります。

その一は、輸出振興に貢献する企業を甲種または乙種として認定し、その企業について六〇%または三〇%の輸出割増し償却制度の特別割増し及び海外市場開拓準備金制度の積み立て率の高率積み立てを認め、輸出振興税制にメリットシステムを導入し、より一層の輸出の増進をはかることとして行なうのであります。

その二は、技術輸出等を振興する等の見地から、技術海外取引の特別控除制度の適用の対象に、農業及び漁業に関する技術指導並びに開発途上国の一次産品の仲介貿易を加え、また、最近の海外資源開発の緊要性にかんがみ、海外投資損失準備金につきましても、特定の地域において石油資源を開発する法人への投資をその適用対象に加えることとしております。このほか、今後二年以内に発行される償還期限三年以上の民間外貨債の利子について所得税を免除し、国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の減価償却資産について耐用年数を最高限二分の一程度まで短縮することとしております。

第二は、資本自由化の趨勢に備え、あわせて企業の体質強化をはかる見地から、技術開発の促進に資するための措置を講じていることであります。その一は、民間企業の試験研究費が増加した場

合の税額控除制度を拡充し、年率一二%をこえて増加した試験研究費については、その控除率を現行の二五%から五〇%に引き上げ、一層の試験研究活動の促進をはかることとしております。

その二は、電子計算機産業の育成に資するため、電子計算機の製造会社が今後三年間に、特定の電子計算機貸し付け会社に電子計算機を販売した場合、その販売価額の一〇%を限度として買い戻し損失準備金への積み立て額の損金算入を認める制度を創設することとしております。

第三は、中小企業の構造改善を促進するための措置を講じていることであります。すなわち、一定の条件を満たす旨の承認を受ける中小企業構造改善促進計画を実施する商工組合等の組合員である中小企業者につきましまして、工場用建物、機械等の二分の一の割増し償却制度を創設するほか、事業協同組合等が組合員等の職業訓練のための共同教育施設を設置した場合につき、五年間十割増しの償却を認めることとしております。また、中小企業者の機械等の割増償却制度についての適用業種の指定期限を二年間延長するほか、中小企業構造改善準備金制度及び中小企業の貸し倒れ引き当て金の特例等、中小企業に関する課税の特例の適用期限をそれぞれ二年間延長することとしております。

第四は、既存の特別措置につきましまして、実情に應じた整備合理化を行なうこととしております。その一は、価格変動準備金制度についての積み立て率の引き下げでございます。すなわち、諸般の情勢を考慮いたしまして、この際、この準備金の繰り入れ率の縮減をはかることとし、現行積立率の八、六、三%を、それぞれ六、四、二%に改めております。ただし、すでに留保済みの部分に直ちに食ひ込むことのないよう、所要の経過措置を講じております。

その二は、昭和四十一年度の税制改正で新設いたしました特定設備を廃棄した場合及び合併をした場合の税額控除の制度につきましまして、国際競争力の強化または企業体質の強化の見地から、特に

その産業体制の整備が必要な業種に適用を限定する等、最近の情勢に適応するための所要の整備合理化を行なうこととしております。

このほか、国債の個人消化を促進する一助として、今後二年以内に発行される国債について、別ワク五十万円の少額貯蓄非課税制度を設け、また、わが国のエネルギー資源の確保に資するため、原油備蓄増強のために緊急に必要とされる貯蔵施設についての五年間十割増し償却及び大都市における送配電設備の整備のために必要な地中送配電設備についての初年度四分の一の特別償却を認めることとしております。

また、都市再開発など土地の有効利用を促進するための土地税制のあり方については、税制調査会等を引き続き根本的検討を加えることとされていることに関連して、事業用資産の買いかえの特例の適用期限を一年間延長するほか、期限の到来するその他の特別措置、すなわち、資本構成を改善した場合の税額控除制度等につき二年間、農地関係のその他の制度について五年間それぞれ適用期限を延長することとしております。

なお、以上のほか、税制の簡素化をはかる見地から、収用等の場合の課税の特例等に関する申告要件について申告をせず、または申告書に記載をしない場合でも、やむを得ない事情があると税務署長が認めたときは、その特別措置の適用を認める等の有恩の規定を設けて納税者の権利の保護に資する等、所要の整備合理化を行なうこととしております。

以上、簡単にございますが、酒税法の一部を改正する法律案外二件につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げた次第でございます。

○委員長(青柳秀夫君) 以上四法案に対する質疑は、これを後日に譲ります。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質

疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○須藤五郎君 時間が限られておりますので、私でもできるだけつとめて簡潔に質問をしたいと思っておりますから、どうぞ答弁のほうも、そういうお気持ちで答弁をしていただきたいと思っております。

まず、最初伺いたいのは、この経済援助資金特別会計法ですね、これの幾らいま金が残っておりますのか、その点。

それから、まあついでにずっと聞いておきますが、幾ら金が残っております、そうしてどういう方面に幾らこの金が使われておるのかという点をひとつ答えていただきたいと思っております。

○政府委員(鳩山威一郎君) 経済援助資金の本年三月末の推定の資産は四十六億円でございまして、その運用先は、そのうち四十億円が日本航空機製造株式会社の出資金に運用されておりました、あと五億四千八百万円が開発銀行への貸し付けになっておりまして、開発銀行から航空機等の関連、あるいは武器関係、あるいは通信機械の機材の関係等の会社が開発銀行から融資がされております。

以上でございます。

○須藤五郎君 余剰農産物のほうは——同じ質問ですが。

○政府委員(鳩山威一郎君) 余剰農産物につきましては、現在総資産が三月末で四百五十九億円になる予定であります。これは原資は借り入れでございまして、負債として返済すべき額が三百六十三億円の負債があるわけでございます。これは現在電源開発株式会社、愛知用水、あるいは農業関係では農地開発及び森林開発の両公団、それから校肉市場、あるいは卸売市場の関係等で、横浜市、名古屋市等の地方公共団体に対する貸し付けが行なわれております。そのほか、生産性の向上ということから、生産性本部にも貸し付け金がされております。

以上でございます。

○須藤五郎君 もっと詳しく聞けるといいんですが、時間が急ぎますからその程度にしますが、その

うすると、いま伺っただけでも、大体合計二会計で要するに五百億あまりの金があるわけですね。そんなに金があるならば、何でこの五百億ほどの金を一般会計に繰り入れないかという点です。一般会計に繰り入れれば、ことしの国立療養所の特別会計など、ああいうことをしなくても、この五百億の金があればそれは十分にやっていける。それから、なお、中小企業関係に対する低利の融資、これもやっていくことができる。この五百億の金があれば、いろいろもって国民の生活に有利な面にこの金を使えると思っておりますが、なぜ一般会計にこれを入れないかという点です。

○政府委員(鳩山威一郎君) ただいまなぜ一般会計に入れないかというお話でございますが、一つは、今回は、経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金特別会計は、それぞれ産業の開発等の、あるいは貿易、輸出の振興というように目的のために設けられた会計であります。これを同様の目的を持つ産業投資特別会計のほうに吸収合併をするという趣旨によるものであります。なお、五百億とおっしゃいますが、余剰の金は、これは借入金でありますので、返済をすべき額でありますので、これはやはり運用いたしまして、返済原資を生み出しながら債務を返済していくということでありまして、一般会計の原資として使うべきものとは性格を異にするという考えでございます。

○須藤五郎君 しかし、それは要するに何でしよう、電源開発のために三百七十億ほどですか、幾ら貸しているのですか、電源開発に相当金を貸したりしているのです。その金はほかとはれないものじゃないと思うのです。これは必ず返さなければならぬ義務もあるけれども、それを貸した以上、一応返してもらわなければならぬ金なんです。その金は返してもらえない金じゃないと思ふのだ、返してもらえない金だ。だから、その金をそういう方向ばかりに使わないで、何で国民の福利施設とか、いろいろな面にこれを使おうとしないのか。それをあくまでもこういう会計を廃止しながら、それをなお独占のほうに、そういう

大企業の利益のために使っていくとして、中小企業や貧民のために使おうとしないところに問題があると思うのですが、そうじゃないですか。

○政府委員(鳩山威一郎君) ただいま金があるというふうに申し上げましたが、これは引き継ぎの資産を申し上げたのでありまして、電源開発会社には現在三百二十四億ほどの貸し付け残高があるわけでありまして、これはもうすでに電源開発の建設費に使われたものでありまして、これは毎年毎年この利子及び返還金が小額ずつ入ってくるわけでありまして、これらは、現金といたしましては毎年二十億をちょっと上回る程度の収入しかないのであります。ですから、五百億というのは、いま運用をしている総資産が五百億円あるということでありまして、それから毎年この国庫に返ってくる金額は二十三億程度と御了承いただきたいと思っております。

○須藤五郎君 あなた二十三億と簡単にちっぽけな小使い銭みたいに言うけれども、それは二十三億というのはそんなにちっぽけな小使い銭じゃないのです。何で二十三億をそれじゃほかに使わないのですか。そんなにちっぽけな金なら独占に使うことはしないじゃないですか。何で国民の福利のためにこの金を使おうとしないのか。あなたたちの金の使途そのものの性格をばくは問題にしているのです。そういうことをやるから何の役にも立たない。それじゃMSA余剰農産物協定のこれを廃止するという目的は一体どこにあるのですか。

○政府委員(相沢英之君) 別に協定は廃止いたしません。

○須藤五郎君 協定は生きています。しかし、この法は廃止するのでしょう。その廃止する要するに意図はどこにあるのですか。

○政府委員(相沢英之君) それは、ただいまも理財局長から答弁がございましたが、この経済援助資金及び余剰農産物資金とも、当初の目的、つまりそれぞれ積み立てました金の貸し付けにいうのはほぼ終わりました。回収金の貸し付けにいうのは入っております、しかも、その金額は、先ほど

をやるというのがこの精神です。ほんとうに國民のためを思つてこういうものをやるなら、私が先ほど申しましたように、中小企業金融公庫、それにはうり込んで、そうして中小企業にもう少し安い利子で金を貸すなり、また、貧農の人たちにも安い利子で金を貸すなりするがいいし、国立療養所の特別会計などという、あんなものやめて、一般会計にはうり込んでそういうものに使うべきが、私はほんとうの金の使い方ではなからうか、こういうふうに考えるのです。あなたたちの使ひ方は、高いところに土盛りするみたいなもので、少しも生活困難をしている人たちのことを考慮を一顧だにしてない。そうしてこんなごまかしの法案を出してきてやろうというのじゃないですか。どうです、それは、説明つきますか。

○政府委員(相沢英之君) 私、先ほど答弁申し上げましたことにあるいは誤解があつてはと存じますので、もう一度申し上げますが、この経済援助資金特別会計の資産を引き継ぎましても、別に経済援助資金特別会計のこの設置目的、あるいは運用方法に關する政令というものをそのまま今後も引きつていくわけではございません。そうではなくて、金は一緒にありますが、その金は産業投資特別会計の従来金と一緒にしまして、その産投

し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 産投会計そのものにもそういうわれわれが反対する面がたくさんあるのですよ。だから産投へこの金をはうり込んで、そうしてわれわれの反対する方向にその金が使われていくの、くだ。ところが、MSA協定のこの特別会計が小さくなつてしまつて、その目的を十分果たすことができないような段階に立ち至つたから、だからそれを廃止するというようなごまかしをして、そうしてその金を産投へ入れて、産投会計の中で、従来MSA協定の余剰農産物のこの会計の中でやつておつた仕事をやはり引き継いでいく、こういうことなんです。引き継いでいかないならば、これまでMSA協定でやつておつたような性格のもの

のには金を使いませんということをはっきりしない。何もはっきりしていない。協定は残っている、こういうことじゃないですか。

○政府委員(鳩山威一郎君) たいま主計局長から答弁があったと同じことを申し上げるようになりますが、先ほどから御説明申し上げましたように、このMSA協定による金のうち、四十億円は日本航空機製造株式会社の出資金となっておりまして、これはこのいまのYSLの製造のための出資金として使われておるわけでありまして、これは当分出資金はもうそこへ固定をいたしておる次第でございます。残りの約五億円というものが先ほど申し上げた多数の会社が開発銀行から貸し付けられておりますが、これは毎年――まあ来年で申せば六千万程度の返済金が入ってくるであろう、そういう程度でありまして、今後はこの六千万というものは産業投資特別会計の原資として使われる。それで、開発銀行が、今後この従来行なわれたような別ワケで武器産業に融資をするというやり方はこれでもうおしまいにすること、これがわれわれの考えていることでありまして、これをもって今後この産業投資特別会計がそういう兵器産業に非常に大きな金額をつぎ込んでいくというようなことはわれわれは毛頭考えておる次第ではございません。余剰農産物会計のほうは、来年度予算では、そこから出てまいりますものは電源開発株式会社に対する貸し付けに回されまうが、今後のことは――この産投会計の原資として、これが予算の配分が政府としていろいろ予算折衝を通じてどういう形で出るかということ、これは来年度の予算編成の課題となるのであります。したがって、ただいま先生がおっしゃいましたようなことは毛頭考えておらないのであります。そのとおりの受け取り願いたいと思っております。

○政府委員(二本謙吾君) いま局長が答弁いたしましたように、この金を産投に入れて、そうしてこの協定の精神によって大きな金にして使おうということは毛頭考えておれません。それから、この特別会計は、御承知のとおり、財政法第十三

条の第二項の規定によって設けられたものでございまして、国が特定の事業を行なう場合、あるいは、また、特定の資金を保有してその運用を行なう場合等に特別会計というものが設けられておるのでございまして、私どもは特別会計というものはできるだけこれを減していききたい、こういうふうな考えでおるのであります。それはなぜかと申しまするといって、特別会計は予算の一貫性というものを失うものでございまして、特別会計はできるだけ減していききたい。それがためには、この法案だけではなく、私ども特別会計のことについては常に検討を加えまして、そうしてこれを減すようにつとめておる次第でございまして、御承知のとおり、新設をどうしてもやらなければならぬ。三十九年には特定物資納付金処理に関する特別会計、あるいは、また、四十二年度には中小企業高度化の融資の会計というふうなものも減して、いってやるわけでございますから、どうかそういう意味でひとつ御協力を願いたいと思えるものでございまして。

○須藤五郎君 政務次官が大いに陳弁これとめられますけれども、それは政務次官が大いに努力される点はわからぬわけではないですけれども、しかし、先ほど政府委員の答弁を聞いていまして、要するに、この政令はやめなす、しかし、政令の内容はこの産投の中で生かしていくんだと、こういうことで、それで、もし生かさないというならば、経済援助特別会計でやっておったこの政令の内容はこれで打ち切らなすということをはっきりこの中のどこかでうたてていかない限り、われわれはそれを信用するわけにいかない。あなた口でそういうことはいないと言わなければならない。もしもほんとうにやめなすという腹ならば、それをどこかではっきりとさしていくことが第一点です。これはぜひともやらなければいけません。それから、もしもこういうものをほんとうに廃止してすっきりとしたものにしていくというならば、アメリカとの間に取かわしたMSA協定、これを

生かしておくという手はないです。これを殺してしまわなければだめです。廃棄をしなければだめです。そうでなければ、われわれは今後の運営に対して腹から信用することはできないんですよ。やはり私たちに一つは、疑念が残る。先ほど申しましたように、あなたさっき、ぼくは何でこの二会計を廃止するんだと言ったら、もうあまり実効がなくなつた、こういう意味の答弁をなさしました。それは実効がなくなつた、こんな小っぱなことでこれやっていけないですよ。だからこれを産投に移してやっつけていこうということですよ。そうすると、ずっと聞くと、あなたたちの答弁は矛盾はしませんか。どうもそういう答弁では国民は納得しないです。私は、共産党はえらい勘ぐるというふうにおっしゃるかわからぬけれども、やはりそういう面が出てくるんですよ、われわれとしては。われわれ勘ぐるんじゃないんです。そういう危険が必ず将来生じてくる、こういう点を思っているんですよ。(「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり) いや、そうじゃないよ、あなたが、あなたたちの言うことを口どおり従来信用してきてえらい目にあってきていることがたくさんあるじゃないですか、国民は。自民党の言うことを一〇〇%信用するとんでもないことですよ。だから私たちはこういうふうに考えておるんですよ。私はいまのことに対してあなたに答弁を要求するわけじゃないですけれども、そういうことだと思つて。

○政府委員(二本謙吾君) そういう御懸念もあるかと思ひますが、私どももいたしましては、協定の目的は達成をした、こういうことで特別会計を廃止しよう、こういうことでございまして、あまり深く疑っていただきませんように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○柴谷要君 最後の質問をちょっといたしますが、余剰農産物資金の借入れを米國から三百八十億行なつて、そうして現在これは四十年間賦で返されるようですが、大体利息はドルで支払ひされば三分、こういう形の金で運用されているわけでございますね。それを年四分で融資をして、今日十年余を経過をいたしましたので、大体まあ元金三百八十億が四百五十九億にふくれ上がつてきている、こういうのがこの会計の実態だと思つております。それで、その中の貸し付けが四百五十四億であり、現在現金が五億ある、こういうことが報告をされているわけでございますが、この余剰農産物の貸し付けの融資先を見ますと、たとえば地方自治体である神奈川県、神奈川県の漁港改修のために三億六千四百万円、これが三億四千八百万円にこの三月末の見込みでなる、こういうことであるわけでありまして、これが産投会計に繰り入れになつた場合に、産投会計の融資の欄に、たとえば神奈川県であるとか日本生産性本部に貸し付けてある金額というものは、一体そういう項目は産投会計にはないわけなんです。この扱いはどうなさろうとするのか、これをひとつお尋ねしておきたい。

○政府委員(相沢英之君) これらはいずれも既貸し付け金でございますので、産投特別会計のバランスシートの借方、貸し付け金の中に含まれております。

○柴谷要君 いまの説明ではちょっとわからぬのですが、たとえば日本開発銀行に産業投資特別会計から金を貸す、日本開発銀行が日本生産性本部あるいは神奈川県に貸す、こういう形をとられるのか、今後です。今後の問題と現在起きている問題との二つの処理のしかたを聞いていたわけですから、そういう点を聞かせていただきたい。

○政府委員(相沢英之君) 今後のこの産業投資特別会計の運用につきましては、これは従来毎年この財政投融資計画を御審議いただいておりますが、その財源に充てるといふことになりました。それで、地方公共団体に現在貸してある債権はそのまま引き継ぎますけれども、今後はそういうふうな貸し付けの方法はおそらくとられないことになると思ひます。で、やはり財政計画表に載つてあるような機関に対して今後運用をしていく、こういうふうに御理解願いたいと思ひま

す。

○柴谷要君 そういうことになりますと、まあ日本生産性本部のようなどころには産業投資特別会計は出ていかない、貸し付けにならぬ、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(鳩山威一郎君) 生産性本部の仕事が産業投資特別会計の目的に掲げております目的の中に必ずしも入らないことはないかと思ひますけれども、従来私どもは、そういうことは、現在のところ、生産性本部に運用しようということは現在考えておらない次第でございます。

○柴谷要君 衆議院の大蔵委員会をストップさせておくのじゃ申しわけないですから、私はまたこれからぬことはあとで聞きます。ただ、三百八十億借り入れたところが、だんだんふくれふくれして四百五十九億も金が増えてきたわけですから、それは利息が三分でアメリカへ四十年年賦で払えばいいのを四分で取っておるからこういうふうになる感じがするわけですね。これを三分五厘ぐらゐに引き下げる用意はないか、それだけ聞いて質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(鳩山威一郎君) 産業投資特別会計から融資をいたします場合に、それぞれあるいは原資の調達面、たとえば外債のほうにつきましては原価の安いものもありますし、最近発行いたしましたマルク債等は相当まあコストも高くなつておるのであります。で、これを原資のコストに応じてそれぞれ貸すということは、やはりこれ資金量にも限りがありますので、やはりこれらにはまあ借款、各種の借入れ金のコストを計算をいたしまして、やはりこの一般の貸し付けとしては、資金運用部から貸します場合は六分五厘で貸しておりますし、これをもう少し考えたております。

○政府委員(二本謙吉君) いまのアメリカに対しての利子は、円払いでは四分、それからドル払いで三分で払っておりますので、御了承をお願いいたします。

○野上元君 ちょっと関連質問を一つだけ。

技術的な問題で一つだけ質問しておきたいですが、両会計とも、それぞれの協定に基づいて存在するということは、贈与あるいは借入れをするのだから、一つの制約として協定が二つの会計をつくることを要求しておると思うのですが、その二つの会計を廃止し、しかも、協定は存続しておるということになりますと、これはアメリカと日本政府との間に合意がなければならぬと思うのですが、その協定を存続させたまま二つの会計を廃止するということについてのアメリカと日本政府との間の合意書というふうなものがあるのかどうか、その点。

もう一つは、贈与にしても借入れ金にしても、特に借入れ金の場合は、明らかにこれは外国からの借入れ金なんですから、その借入れ金を日本国の産投会計に統合することが会計法上許されるのかどうか、その点の二つをひとつつ明らかにしておいてもらいたい。

○政府委員(相沢英之君) 経済援助資金のほうは、当初アメリカ側との協定におきまして、この資金に関する経理を特別の勘定を設けてするということになっておりましたので、その趣旨に沿ひまして特別会計を設けることとしたわけでございます。余剰農産物に關しましては、特にアメリカ側とはそのような協定はございませんが、やはり資金の性質上、その経理を一般会計と区分して経理することが適當であるという判断のもとに特別会計にしたわけでございます。今回この両特別会計を産業投資特別会計に統合するにつきましては、経済援助資金特別会計につきましては、その協定上問題があるかということでございますが、しかしながら、協定の解釈をいたしまして、当初の貸し付け金に關しましてこれは拘束をするという解釈でもありましたし、また、念のためにこの特別会計の廃止についてアメリカ側の意向を外務省を通じて——外務省条約局に本件につきまして当方から照会いたしましたところ、本件に關する米側の見解は特にただしてはいないけれども、当局と

しては、当該特別会計の廃止が協定違反を構成しないというふうに考えられるというはつきりした言明をもらいましたので、この特別会計を廃止することとしたわけでございます。

○野上元君 外国の資金を日本国の産投会計の中に統合するという会計法上の疑義はどうですか。

○政府委員(鳩山威一郎君) 産投会計では、御承知のように、いままで五回ばかり外債をすでに発行しております。それで、この余剰農産物の金も、性質上これは外債でございますので、同種のものでありますから、産投会計法としては当然それはできるというふうに考えております。

○須藤五郎君 関連して、二会計の権利義務を産投会計で引き継ぐと言つていらつしやいますが、それは具体的に一体どういうことか、ちょっと伺つてみたい。

○政府委員(相沢英之君) 経済援助資金のほうは債務というものはありませんので、権利だけを引き継ぐことにはなりますが、余剰農産物の場合は、資産のほうに、やはり返済の義務を負つてゐるわけでありまして、そういう諸権利と同時に、やはり義務も債務も一緒に引き継いで、その会計で協定による債務を返済してまいる、こういうことでございます。

○委員(長青柳秀夫君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表してこの法案に反対をするものであります。というのは、この法案は、一応M.S.A協定の余剰農産物の会計を廃止するとか、経済援助の特別会計を廃止するという方向だけはとりながら、事実上うしろ方向にありながら、これを産投の中にほうり込んで、そうしていわゆるアメリカとの間に取りかわした協定は生かしておるといふ、この矛盾なんです

ね。これではこの会計を廃止する意思がどこにあるかというのを私は疑わざるを得ないわけなんです。ほんとうにこういうことのないよう、全部廃止するといふのでしたら私たちも賛成をしたいところなんです。しかし、簡単に賛成をすることはできぬというところは、産投の中に入れて、先ほども質問の中に明らかにしましたが、もうこの二会計があまり効力がない、金の高も小さい。だからこれを産投という大きなどんぶりのほうに移して、そこで従来やってきた仕事を引き継いでそれでやつていこう、こういう精神が明らかに見えま

すので、私たちはそういう立場に立つてこの法案に賛成することはできない。だから私は先ほどの質問で、反対の立場に立つていろいろ質問したわけですが、この法案に私は党を代表して反対をはつきりしたいと思ひます。

○委員(長青柳秀夫君) 他に御発言も御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより採決をいたします。

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(長青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

第二一八二号 昭和四十三年二月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(六通)

請願者 岡山県津山市林田住吉町九九五ノ三 村上倉三外三千三百七十二名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二一八三号 昭和四十三年二月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 北海道旭川市六条一丁目右二号 高石好伸外三百十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十三年二月二十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 栃木県河内郡河内町下岡本二、一六〇全医務所栃木療養所支部内 斎藤久一外百名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二一一号 昭和四十三年二月二十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 岡山県邑久町虫明四、七三七ノ五 森朝香外二百十九名

紹介議員 亀田 得次君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二一二号 昭和四十三年二月二十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 兵庫県三田市大原春霞園内 森田憲二外四十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二二三号 昭和四十三年二月二十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県三田市大原春霞園内 福井利一外八十名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二二四号 昭和四十三年二月二十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(二通)

請願者 長崎市市上名六六 松尾ルヤ外七百八十九名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二二五号 昭和四十三年二月二十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 東京都板橋区舟渡町二ノ五ノ一 高橋立雄外八十四名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二二六号 昭和四十三年二月二十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 岡山県邑久郡牛窓町長浜五、七四一 児島邦彦外二百十九名

紹介議員 亀田 得次君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二二七号 昭和四十三年二月二十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 広島県呉市清水通三ノ一五 井上俊江外百名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二二九号 昭和四十三年二月二十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

三野久男外百十九名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二三〇八号 昭和四十三年二月二十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(二通)

請願者 福島県郡山市上亀田一ノ一全日本国立医療労働組合郡山支部内 佐々木実外三十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二二〇八三三号 昭和四十三年二月二十六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(五通)

請願者 福井県武生市曙町四ノ一〇 仲野末松外四十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二二〇八六号 昭和四十三年二月二十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町二ノ六ノ四 三上繁雄外二十七名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇八七号 昭和四十三年二月二十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町二ノ六ノ一 斎藤はる外二十四名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇八八号 昭和四十三年二月二十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町三ノ二ノ六 林政治外三十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇八九号 昭和四十三年二月二十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町三ノ三ノア パート内 山田幸男外三十五名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇九〇号 昭和四十三年二月二十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町三ノ二ノ四 鹿野ヒデ外二十七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇九一号 昭和四十三年二月二十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町一ノ四ノ二 今井寿樹外三十二名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇九二号 昭和四十三年二月二十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町五ノ三ノ六 高橋正行外二十六名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇九三号 昭和四十三年二月二十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町四ノ三ノ二 刈屋真知子外二十七名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九四号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 東京都東村山市美住町一ノ二、四五一 渡辺栄治外四十一名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九五号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 東京都田無市北原町一ノ二六ノ一 九 佐藤彰子外四十一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九六号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 東京都北多摩郡久留米町大門町三ノ一一ノ二七 渡辺貞男外四十一名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九七号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島県佐伯郡廿日市町廿日市三五ノ二 佐伯敏治外四十二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九八号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大野町 久松健外四十一名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九九号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市大字津摩 佐々木哲郎外四十一名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇〇号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川三 佐々木征子外二十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇一号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川三、七三三 佐藤十三外四十一名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇二号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市清水町内 上野良弘外四十一名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇三号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市長浜町三町内 岩本静代外四十一名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇四号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市相生町三町内 河野嘉平治外四十一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇五号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市大字内村一、〇二一 永見義隆外四十一名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇六号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町 牧野やえ外二十九名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇七号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町三ノ二ノ六

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九二号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町三ノ一ノ六 佐藤清外十九名

紹介議員 亀田 得次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九三号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友末広町五号ア パート内 島中益雄外四十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九四号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町一ノ六ノ五 小原幸四郎外二十三名

紹介議員 木村 美智男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九五号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友寿町三三号プロック 佐藤勇外二十三名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九六号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町三ノ二ノ六

請願者 北海道赤平市住友春光台右一〇丁
目 柳清外三十八名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九七号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友本町一ノ五ノ六
佐々木義広外三十一名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九八号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友町二ノ九ノ二
福村尚外三十五名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九九号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友御幸町一ノ五ノ
四 大関貞男外二十二名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 三重県一志郡白山町上ノ村 青山
定男外二十七名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 三重県四日市市南浜田一、〇一〇
水谷貞夫外三十一名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 滋賀県高島郡新旭町新庄八九五
中村務外二十五名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇三号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 神戸市長田区重池町一ノ二〇〇
杉原正起外四十三名
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇四号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 広島安佐郡高陽町矢口 宮崎幸子
外五十二名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇五号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 島根県浜田市瀬戸ヶ島六二 中村
勉外十九名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 島根県浜田市熱田一町内 竹内勲
外二十三名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇七号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 島根県浜田市大字津摩九ノ一 佐
々木幸祐外四十四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇八号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 香川県観音寺市昭和町 竹田豊外
四十一名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇九号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 滋賀県草津市草津三丁目 山田敏
子外四十七名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町二号アパー
ト内 及川正男外十二名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二一四号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一〇号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一一号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一二号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一三号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一四号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一五号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一六号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一七号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一八号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二一九号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二〇号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二一号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二二号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二三号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二四号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二五号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二六号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二七号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二八号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二二九号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二三〇号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二三一号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二三二号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

第二二三三号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ五ノ二
高橋孝蔵外六名
紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三一五号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ二ノ六
高橋栄太郎外十二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三一六号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台左一五ノ二ノ一 塚脇正夫外四名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三一七号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町一〇ノ二ノ一 保田純信多六名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三一八号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町一 佐藤信男外二名

紹介議員 榊 繁夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三一九号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友東雲町四ノ二ノ一 小林隆外七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三二〇号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町 竹田トシ子外四名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三二二号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町三ノ五ノ一 小林由季外十一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三二二二号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町二ノ一ノ三 伊藤哲二外三名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三二三号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友福住町一ノ五ノ三 赤石勸外六名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三二四号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友福住町一ノ二ノ一

四 沼沢由雄外八名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三二五号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県津市大谷町一六〇ノ五 若林祥男外十四名

紹介議員 大河原 一孝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一八八号 昭和四十三年二月二十八日受理
入場税徴収に関する請願

請願者 大阪府北区梅田町二七サンケイビル内大阪勤労者音楽協議会内 中野道雄外百九十二名

紹介議員 亀田 得次君

入場税の徴収を今国会においてぜひとも実現されたい。

理由

一、入場税は、昭和十三年、支那事変特別法として十パーセントの率をもって課せられ、戦後は文化国家が標榜うされながら、昭和二十年に二百パーセントという驚異的な高率となったが、以来、減免、徴収の運動や関係各位の理解等もあって昭和三十七年には十パーセントとなり（この時点で美術関係は免税）現在にいたっている。

二、音楽、舞踊のような生身（なまみ）の芸術発表は、他の分野のものや、再生芸術のものよりも興行性にも乏しく、小屋による一日とか多くても数日間の公演であるものが多く、その収支決算が、入場税の賦課によって一層悪化する。

第二一八九号 昭和四十三年二月二十八日受理
支那事変国債償還に関する請願

請願者 鹿児島市山田町五六三 松山宗右衛門

紹介議員 迫水 久常君

支那事変論功行賞により交付された国債（記名、受給者約二百七十二万人、額面合計約九億円）をすみやかに償還されたい。

理由

軍人恩給の復活、金し勲章年金に関する特別措置、農地解放に関する旧地主に対する補償、在外私有財産に対する補償等が解決されたにもかかわらず、支那事変論功行賞の国債による賜金が無効にされたまま放置されていることは、全く片手落ちの行政措置である。

昭和四十三年三月十六日印刷

昭和四十三年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局